

札幌市職員退職手当条例の一部を改正する条例案

平成 2 7 年（2 0 1 5 年）9 月 1 7 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市職員退職手当条例の一部を改正する条例

札幌市職員退職手当条例（平成 1 6 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「地方公務員等共済組合法（昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号）第 8 4 条第 2 項」を「厚生年金保険法（昭和 2 9 年法律第 1 1 5 号）第 4 7 条第 2 項」に、「並びに附則第 5 項及び第 6 項」を「、第 7 条並びに第 9 条第 6 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律による地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う規定整備のため、本案を提出する。